

第三章 木簡の形態と記録内容

一 木簡の形態

平城宮の発掘調査では、もっぱら木片に文字を墨書したものを木簡とよび、他の木製品と区別している。木簡は、本来その用途、機能に応じた一定の形態をもっているのであるが、そのうちには、使用後の加工や転用などにより、もとの形態を失ったものも多い。さらに、木製の日用雑器の類などで、文字を書いたものがあり、これらも便宜的に木簡に加えて取扱うことにしている。平城宮出土の木簡を、現在遺存している形態をもとに、次の一三型式に分類している(第四図)。

6011型式 短冊形のもので、多くは方頭のままである。文書風な記載内容をもつものに多い。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などにより原形の失われたもの。

6021型式 小形の短いもので、付札類が多い。粗い仕上げのものがある。

6022型式 前型式同様に小形の短いものだが、一端の両角を削りおとして圭頭としたもので、丁寧に仕上げている。小孔をうがち、付札として使用したものがある。

6031型式 短冊形の材の両端に近く、左右から切り込みをいれたものである。圭頭・方頭など種々ある。荷札・

付札に用いている。

6032型式 短冊形の材の一端に近く、左右から切り込みをいれたもので、他端には切り込みはない。圭頭・方頭など種々ある。荷札・付札が多い。

6033型式 6032型式と同じ頭部をもち、切り込みをいれない端部を両側から削って、尖らせたものである。やはり荷札・付札の類が多い。

6039型式 短冊形の材の一端に近く、左右から切り込みをいれたもので、他端は折損あるいは腐蝕して、原形がわからないものを一括する。折損あるいは腐蝕などする以前の原形は6031～6033のいずれかに属するものであったに違いない。

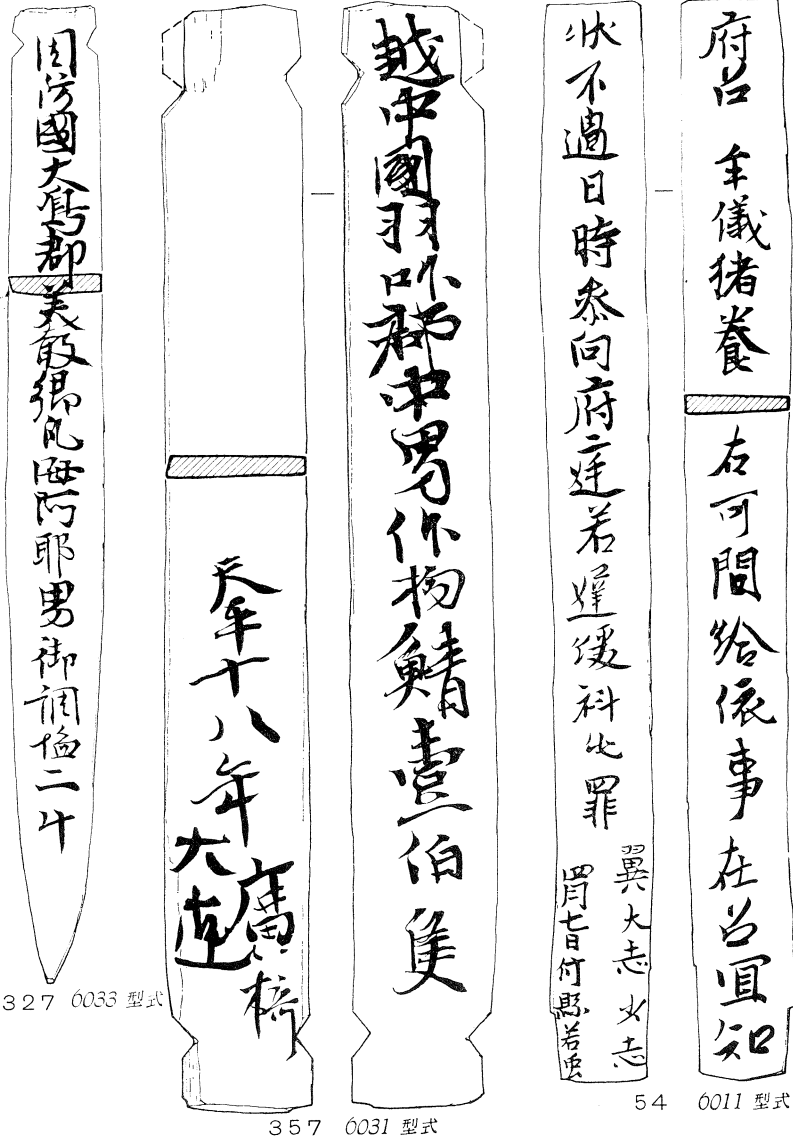
6051型式 短冊形の材の一端を両側から削って尖らせたもので、他端は方頭になるものが多い。多くは荷札・付札に用いられている。

6059型式 短冊形の材の一端を両側から削って尖らせたものだが、他端が折損あるいは腐蝕などにより失われて、原形を知りえないものである。原形はおそらく6033または6051型式であろう。

6061型式 用途をほぼ推定できる木製品、例えば杓や曲物容器などまたはその部品に墨書のあるものである。

6065型式 何らかの用途をもったとみられるが、現在ではそれが判然としない木製品あるいはその部品に墨書のあるものを一括する。

6081型式 折損・切割・腐蝕などによって、原形を失ったものを一括しており、原形はこれまでの型式のいずれ

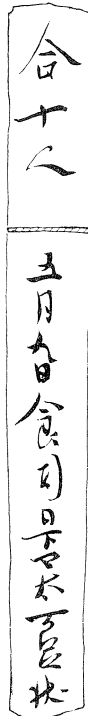


第4図 木簡の形態

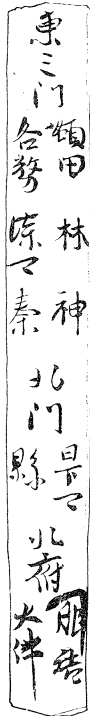
木簡の形態



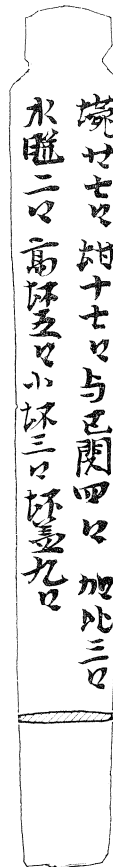
473
6033 型式



100 0011 型式



424 6051 型式



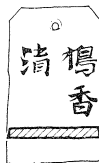
478 0032 型式



510
6021 型式



466
6031 型式



465
6022 型式



かに属したものである。

6801型式 木簡は再使用その他の目的で、墨書のある面を薄く削りとることがある。この際にできた削り屑がかなり多量にあり、それを一括して分類した。

二 木簡の記録内容

A 概 観

平城宮木簡がその歴史的淵源を中国にもとめることができることは、大方の異論のないところであろう。中国において、紙が発明される以前、主要な記録材は、竹帛や木片であった。今やその徴証を、片々たる文献資料に求めなくとも、今世紀に入って続々と中国各地で発見された実例をもって証明することができる。なかでも質量ともに最も大きな発見であったのは、一九三〇年、西北科学考察団の中心メンバーであるスウェーデンのベルグマンが、内蒙古自治区エチナ川流域で採集した約一万点の木簡である。これは前漢末から後漢におよぶ匈奴防衛の兵站基地、居延都尉府の生々しい日常記録である。今日「居延漢簡」の名でわが国においてもひろく紹介されているこの記録は、単に東洋古代史に新資料を提供したにとどまらず、圧倒的な数量と豊富な内容をもって、現在われわれが記録材としての紙に対してもっている安易なイメージを徹底的に破壊し、その前代の姿を明らかにした点において画期的なものであったといえる。

その内容は積読を完成させた労榦の分類によると、第二表のようになる。

1	文書	書檄	封檢	符券	刑訟		
2	符冊	燧燧	戍役	疾病死亡	錢穀		
		名籍	資績	器物	車馬	酒食	
		計符	雜符				
3	信札						
4	經籍	曆譜	小学	六經諸子	律令		
		医方	術数				
5	雜類						
		無年号	有年号				

第2表 居延漢簡の分類

大部分は狭長な木片（材質は白楊木・紅柳木など）に墨書したもので、なかに若干竹簡が含まれる。敦煌近くの玉門関付近でスタインが発見した竹簡一点は、内容は薬方書で、これはむしろ内地から将来された貴重書と考えるべきものである。居延出土のものに竹簡が極めて少ない理由はこの地方に竹が生育しないことと関係しているかと推定されている。しかし竹簡が基本型であることは、簡の字義からも想定されるところであり、木簡が狭長な薄片であるのは、竹簡の製法、すなわち竹の節を切り落して縦に裂く場合に竹のまる

みを考慮して、幅を狭く裂く必要から狭長にならざるを得ないということに影響されたものであると指摘されていることも、この場合注目される。尺書・尺籍・尺牘なることは簡がおよそ漢尺の一尺（二〇cm程度）相当の長さにつくられたことに拠るものといわれる。したがって一簡に入り得る字数は、二〇乃至三〇字程度で、より多くの文字を記録する必要がある場合、簡を編綴する必要がある。事実、居延ではその実例として、七六簡を麻縄で編んだ広地南部侯の兵物簿、永光二年の甲渠候官から居延都尉府に提出した賜暇申請文書の二例が発見されている。因みに文字「冊」は、ひもで上下二条に編んだ簡の象形文字である。

ところで居延漢簡は前漢武帝末年から後漢初頭にかけての紙以前の時代の記録であるが、スウェンヘーデンが一九〇一年楼蘭古址で紙の文書と共に発見した木札文書や、オウレル＝スタインが第一回、第二回の探検で同

地区付近から発見した木簡はいずれも、紀元後三・四世紀のものと推定されるものである。すなわち紙が発明されて以後のものに属する。点数も少なく断簡類が多いためその全容は尚充分明らかではないが、中国において紙が発明された後、記録材として紙木併用の時代がしばらく続くのである。中国において木簡の使用がいつ終焉するのか、この問題は今後の検討に委ねられている。

さて、紙木併用時代の産物である平城宮木簡の記録内容はどのような特徴をもっているものであろうか。記事そのものの解説にうつる前に、ここで木簡の文献上の徴証をつき合せて若干の概観をあたえておこう。

すではやく滝川政次郎は、秋田県弘田柵址出土の「件補請取問四月廿六日寺寿生仙氏監」という一片の木札文書に関連して『短冊考』なる論文を発表し、古い時期の文献にみる「短冊」「短策」「短尺」なども書かれるは、和歌、俳句の料紙の意ではなく、木札に書かれた記録であることを論じた（『古代学』第七卷二号所収）。

「短冊を何事にまれ、ただいささかの事を書く物なり、但し歌をかくは遙に後のことなり」と注意した本居宣長の説（『玉勝間』一四）、これをうけた『古事類苑』編者の説をさらに発展させたものということができる。滝川は次のような文献事例をあげるのである。1 『続日本紀』天平二年正月辛丑条にみえる、仁義礼智信の五文字を各々書いて、これを探させ物を賜うたという短冊、2 『日本霊異記』中巻第二八話にみえる大安寺大修多羅供銭四貫につけた短冊、3 『三代実録』『延喜式』『儀式』にみえる擬階奏の際に提出する成選短冊、4 『延喜式』主鈴の飛駅儲料にみえる短冊二〇枚。滝川はこれらをいずれも木札にしるされた記録であると推定したが、この見解はおおよそ平城宮出土の木簡によって実例をもって証されたものといつてよいであろう。例えば、2 の品物を表記する

ための付札類は、本図録中にも相当数の分量を占め（例えばPL.71・76をみよ）、また正倉院にもこの種の付札が数点現存しているのである。^二3の成選短冊が木札であるかは尚不確かであるとはいえ、昭和四一年一〇月に宮跡東南隅の築地大垣内側の溝で発見した考課関係の木簡は、短冊型の材の上方側面に小孔を貫通した特異な形態のもので、これがどのような段階の事務処理に必要とされた文書であるのかは今後検討されるべき問題であるが、延喜式部式にいうところの成選の短冊と同類の性格をもつことは注意されてよいところである。

古い文献にみえる短冊なる用語が木札文書を意味するという滝川の見解は、およそ妥当なものとおもわれるのであるが、さらに、ここで二、三の木簡に関する文献徴証をあげておきたい。

天平宝字六年一二月一五日の日付をもつ造石山院に関する一通の正倉院文書（史館本）に「板写公文」なる用語がみえるのである。^四この用語は正倉院文書中においてもこの一例に限られるようであるから、これが果して木簡と同質のものを意味するかは未詳であるが、その可能性も全く否定し難いようにおもわれる。同文書は、石山院の造営が完了した後の残務整理のために書かれたもので、海藻・髻などの残物を書きあげたあと、「但道主板写公文未了」として、追記に阿刀乙万呂を二箇日「為板写公文読合并経所食口拔出」に請うところであると記している。のちに触れるように、平城宮木簡の中で、諸官簡の日常的な出納事務などの際の手控ええないし覚え書が、かなりの分量を占めることと関連して「板写公文」は注目されてよいとおもわれる。

つぎに、本図録取載分以後に出土したいわゆる過所をとりあげる。^五これには年紀はないが、それに見える官位の記法が大宝令に拠ったものであること、および出土遺構が朱雀門造営直前の溝であることから、この年紀を尚

幅せまく限定し得るのであって、平城京造営期の早い時期とみて誤りないとおもわれる。『統日本紀』靈龜元年五月朔日条には「始今、諸国百姓、往來過所、用_レ当国印焉」とある。この記事は諸国の朝集使に勅したもので、その前文には「天下百姓」が本貫に背いて他郷に流宕して、課役を忌避し、浮浪逗留が三月以上になるものはその地において調庸を輸さしめるといいうゆる土断法の記事がある。したがって諸国百姓の過所に当国の印を用いさせたことも上記の前文と深く関連していることで、百姓の逃亡・移動を禁ずる政策と理解される。この記事には過所に当国の印を用いよとあるのみであるが、公式令集解古記が同日の格を引用していて、「過所符者、随便用_レ竹木」という養老令にはない大宝令文の注を記している点が注意される。すなわち、これによって靈龜元年の改正は、それまで過所に竹木を使うことを認めていたのを改めて、国印をおすために竹木の使用を禁じ紙に書くことを命じたものであることが了解されるのである。延暦二年伊勢国計会帳には「判給百姓過所廿五紙」とあって、過所が紙に記されたものであることがわかる。したがって平城宮出土の過所は、和銅八年の改正以前に属することになるが、そのことは前述の過所の推定年紀とも符合するのである。

以上、管見の限りで木簡に関する文献資料をあげたが、これは誠に微々たるものである。そのことは木簡が少なくとも律令制の文書主義の中で正統な地位を与えられず、紙の記録に対していわば補助的、副次的役割にとどまることと関係しているものであろう。木簡には公文書の証明として欠くことのできない官印がおされることはなく、一簡に入り得る文字数にも制限がある、などのことは、木簡の記録材としての限界を示すものである。

しかしながらそのことは、木簡の資料的価値をいささかも損うものではなく、以下に各項ごとにその解説をつ

けるように、文献からは知ることのできない律令制官僚組織の運用実態を具体的に伝える好資料であり、また正史の伝える史実を日常的な生活の断面から裏づける資料でもある。さらに調など律令政府に貢進される物資につけた付札の類は、単に地方貢進物の種類を知り得るだけでなく、その記載形式は貢納形態を推測させるし、調・中男作物・雑役・贄などの税目の具体像を示す新資料であるなど、その一端をとりあげてもその資料価値は高く評価すべきものである。

このような記録材としての木片の利用がいつに始まり、いつ終焉するのかの問題は、それ自身甚だ興味あることであり、今後の検討に委ねたいが、ここでは次のことだけをつけ加えておきたい。さきに触れたように、過所に木札を使用することが、靈龜元年の改正で禁止ないし制限される事態は、この時期頃から律令体制の官僚的支配がより徹底化してくる事象と符合するものであって、平城宮の時代以前には、公用文書に木・竹簡を使用することがさらに広汎に行なわれていたことを暗示するのである。平城宮出土の木簡が、わが国における木・竹簡の歴史においてどのような位置を占めるのかは今後に期待される各地の遺跡の調査をまって明らかにされるであろう。

B 木簡の内容分類

平城宮木簡の記載内容は、大別すればつぎのように分類することができる。

「文書」 つぎの物資のつけ札に対して、諸官衙のさまざまな記録、官人の書状などを一括して「文書」と仮称する。これを一応、文書の形式によって文書と帳簿・伝票にわけらる。

文書 ここにいう文書は、書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているものを指す。文書の差出者及び

受取者が明記されているものはもちろんのこと、充所はないがいずれかに差し出したことを示す用語（例えば「請」など）があるものもこの中に含まれる。図録で文書と分類したもの。

帳簿・伝票 形式上、文書の授受関係が明記されていないもので、諸官衙の物資の出納（支給・請求・購入など）、人件の異動などに関する記録である。

「つけ札」 荷札と付札にわけることができる。

荷札 中央政府に貢進される調などの荷物につけた木札を次の付札に対して、荷札と仮称する。

付札 おもに宮内で物品の保管・管理のためにつけた木札。

習書・楽書

その他

以下おのおのについて簡単に説明を加えてゆくことにする。

C 文 書

文書 これには公式令に定められた書き方に準拠しているもの、また、公式令には定められていないが、公式令の文書の書き方と近似したもの、さらにこれが簡略化されたものなどがある。

公式令に定められた文書は充所、差出者との上下関係如何によって書き方を定めている。即ち所管（の官司）から被管に下す文書（これを符式という）、この逆に被管から所管に差し出す文書（解式）、また上下関係のない官司間できり交わす文書（移式）などさまざまである。木簡では、例えば次のようなものがある。

「符三野部石島等



「莫為怠遲符到奉行

右為打 勅旨紙召宜知此状以

大属錦部連真道



(五六)

これは或る官司(図書寮か)が三野部石島らに対して勅旨紙を打たせるために出頭するよう命令したもので、この記載内容は、「右為打 勅旨紙……符到奉行」という本文の書始めと書止め、差出者大属錦部連真道の署名などを具え、また、本文中「勅旨紙」の上の一字分を闕字としている点など、いずれも公式令に規定されたものである。この文書は明らかに公式様文書の体裁をととのえており、その代表的なものといえる。この他に公式様文書としては、その全文を知り得ないが移式(五六)図書寮解文(五六)などがみられる。また、官人が月借錢のためにおそらく公式様文書に準じて作成したと理解できる証文の解文が一通残っている(五七)。

上述の官人召喚の符式は公式様文書であったが、これに近似した「召」という書き方の文書がある。

「府召 牟儀猪養 右可問給依事召宜知」 「状不過日時参向府庭若遅緩科必罪大志 四月七日 付県若虫」 (五六)

これも内容は兵衛府が牟儀猪養を召喚したもので、符式と内容的には何ら変わるところがない命令書である。本文の書始め・書止め・四等官の署名・月日などを具えた文字通りの文書である。この他にも某寮が錦部岡万呂を召喚した同じような内容の文書がある(五六)。正倉院文書にもこの書き方の文書は散見し、例えば写経所が経師等を召喚するときに使用されているところを見ると、「召」文書は相当一般的に使用されていたことがわかる。^六

以上の他に非常に簡略化された文書がある。

「請御食 川内五百足 田口牛甘」(一〇四)

これは二人の兵衛の食料請求に関係したものであるが、文書の差出者・充所も文面からは不明で、署名・年月日なども欠いており、伝達しようとする内容のみを記したものである。おそらく文書の差出者と受取者の両者間に、一定の諒解がなり立っている場合にこうした簡略な文書が発行されたものと考えられる。

帳簿・伝票

これは物品の支給・請求・購入などに関係した主として帳簿・伝票類をいう。即ち、官司が物

品の支給・請求・購入にあたって、日別に記録した帳簿的なものや伝票などである。。たとえば、

「八月十九日請古御酒^{〔三ツ〕}〇升 又廿^{〔日ツ〕}〇請^{〔御酒ツ〕}〇〇三升 又廿二日古御酒三升……」(一七)

がある。これは日毎に請求した古酒の量を帳簿風書きあげていったものである。また、断片的でよくわからないが、下記のような長方形の材を横にして記録した絶の支給簿と考えられるものもある。これも日別に絶を支給していった帳簿で、少なくとも二日間にあたるものである。一枚の木簡にある程度の日数にわたるものを記す必要があるとすると、たてに長いものよりもある程度幅広い、横に長いものの方が便利である。この文書が長方形の材を横にして記録したものであることは帳簿の一つの性格からくるものである。つぎに帳簿とは呼びにくい、官司が物品を購入したり、支給、請求したとき、その覚えとして控えておく場合があった。例えば、

「瓊七十二口^{大廿口直錢百六十文各充八文 小五十二口直錢百五十六文各充三文}」 [合参伯老拾陸文] (三三)

がある。これは瓊を購入したときの支払い高三一六文の覚えである。このようにして官司は出納

「日絶十
匹小田治^〇
給^〇
〔=二六〕
〇播料
廿日^{〔絶〕}〇一
練料^{〔三ツ〕}
〇虫
一匹
〇匹宮
給^〇
三匹
〇匹^{〔三〕}
〇

を行ない、この木札を集計することにより、日別、月別の支出を計算したのではないかと考えられる。この最もよい例が八月二八日に某官司が紺糸を進上したことを示すもので、それには進上に関する責任者として、山口伊美吉の署名がある。

「八月廿八日進紺糸二斤六兩一分□□附藜□」 「正六位上行正勲十二等山口伊美吉 天平十三年」(五七)

これからみると官司では物品の授受にあたっては一件ごとに木札に記して出納の覚えとしたものと考えられる。それ故、この種のものが多数集まった場合、ただ「八月廿八日」という日付だけでは年代がわからなくなる恐れがあるので、責任者の署名の下に覚えの意味で「天平十三年」と記したのである。これは、前の蘆の購入伝票と同様、木簡が一つの覚えとして極めて有効に使用されたよい例である。

当時、支給・請求また購入などの物品の授受が行なわれるとき、これをどのように手控えとして記載し残したのかはつきりはしない。しかし、例えば正倉院文書を見ると、一つの事業(例えば写経)が終了すると、必ずその決算報告というものが出されている。この決算報告は、日々の物品の購入から請求・支給の各段階でそれぞれ出入を控えておかなければ到底作成できるものではない。上述の木簡の性格はこの点で注目すべきである。

西宮兵衛伝票 SK八二〇土壙出土の木簡のうち、西宮兵衛に関する類似の資料が四三点にのぼる(五二～三三・三三～三三)。これは同土壙出土のものでは際立った資料であり、出土遺構近傍の性格を考える上でも有力な材料になるであろう。それは例えば、

「西宮東一門 室 矢田部 膳 右七人」 「二檜前 錦部 漆部 合六人」 (五三)

川上 茨田 館 尾張

とあるごときものである。書式はおおよそ西宮の門名をあげてその下に人名を列記し、その員数を合計するやり方である。なかに西宮を冠せず、門名からはじまるものもあるが(一〇〇・二〇二など)、書式・内容ともにあい通ずるものであるから西宮の門に関する記事であることはまちがいない。九四・二〇三は右のものと全く書式を異にするが、そこにあがっている人名二人のうちの一人が、西宮の門を明記した他の木簡にみえること(九六)から推して関連資料としてあつかった。なお「大宮」(南)「(北)」(北)「(内)」(北)「(西)」(北)とあるのが西宮とはやや系統を異にするようであるが、それもこの中にふくめた。

ところで、この資料はいずれも年紀を欠いている。文書としての木簡に年紀の記載がないのはこれに限ったことではなく、むしろ一般に認められるところである。そのことは文書としての木簡の一つの性格を示すものとしてすでに述べたこと^七がある。そればかりかこれらの記事には月日を記しているものさえ一例のみである。それはともかく、この資料の年紀は、SK八二〇土壙出土の年紀を欠く他の文書同様、おそらくは天平一七年五月の平城遷都後に属し、天平末年もしくはそれをそう遠く下らないものと推定してよいであろう。

さて、ここにみえる人名が兵衛であることは、すべてに注記があるわけではない。しかしながらその一つに、
 「北炬兵衛石前宗我八戸河内養徳 尾張 合十二人」(九二)
 道守 枝井 田部
 と明記されていること、のちに述べる記事内容から判断して、これらが兵衛の記録であることは明白である。記載されている人名は第三表のごとく姓にして五一にのぼる。尚この中で姓名がわかるものが一〇人ある。また、番長が一人みえる(九六)。因みに職員令によると、左右府各四百人の兵衛に対して番長はそれぞれ四人配属されて

木簡の記録内容

門名	兵衛姓名
南門 (5)	大野, 春部, 上, 君子, 日下部, 春米, 船, 茨田(2), 室
角門 (2)	嶋, 達沙, 丹比部, 奈林
東一門 (7)	敢, 大伴(2), 膳, 川上(4), 君子, 多紀, 鎗, 錦部, 茨田(5), 室, 矢田部
東二門 (8)	綾(2), 漆部, 大原, 尾張, 輕, 奈林(3), 錦部, 額田, 土師(2), 檜前, 三野(3)
東三門 (2)	漆部, 各務, 丹比部, 錦部, 額田(2), 秦, 林, 茨田, 神
三門 (1)	番長, 安曇鳥, 大原大魚, 上広足, 田口牛甘, 民金万呂
北炬門 (1)	磯, 石前, 枝井, 尾張, 河内, 宗我, 田部, 道守, 錦部, 八戸, 養徳, 若麻
北門 (1)	縣, 日下部
北府 (1)	大伴, 服結

その他 (推定を含む) 県若虫, 大伴, 大原大魚, 大原, 尾張, 各務(2), 膳広麻呂, 春部, 上広足, 上, 勝, 川上足棹(2), 川上, 河内五百足(2), 河内, 紀, 君子, 日下部, 田口牛甘(2), 丹波, 鳥取, 錦部岡万呂, 錦部, 土師(2), 秦古麻呂, 秦, 林, 檜前舍人倭麻呂, 茨田(4), 三野, 三野部石島, 神, 牟儀猪養, 室(3), 矢田部(5), 養徳

第3表 木簡にみえる兵衛 カッコの数字は頻度数

いるから、番長一人は一〇〇人の兵衛集団を統轄する形になっている。集解の釈、古記兩説によると、番長は四〇〇人の兵衛の中から選ばれる。

つぎに、記事内容にたちいって検討を加えることにする。まず西宮とはどのような場所を意味するのであろうか。門部が宮城一二大門を、衛門と衛士が中門を防守するのに対して、兵衛が禁守するのは閤門(内門)すなわち内裏の門であるから、西宮は内裏ないしそれに準ずる施設であったことは疑う余地がない(職員令、宮衛令集解宮閤門条諸説、同奉勅夜開門条古記所引八一例)。ところで、西宮の文献資料としてはつぎのようなものがある。『続日本紀』には、西宮は称徳朝に限ってみられる宮殿名である。神護景雲四年八月称徳天皇は西宮寢殿で崩御したとあるから、この時期において神護景雲元年四月あらたに峻工した東院玉殿とならぶ重要な施設であったことがわかる。そのほか、平城宮の西宮が否かは確かではないが、正倉院文書の中に長官宮の天平感宝元年五月二一日宣によって、文殊師利問經一部二巻を西宮に奉請する記事がみえるのである(『大日本古文書』二

四の一八二)。また天長二年宣勅により、平城上皇(天長元年崩御)の親王らに平城西宮の使用を許したとある記事(類聚符宣抄卷六)は、大同四年以降崩御までの一五年間平城上皇が御在所とした平城宮を理解する上で重要であるばかりではなく、平城宮の歴史を通じて西宮が存在したことをうかがうことのできる史料として注目に価する。また『続日本紀』養老元年四月条には、西朝なる施設がみえ、ここに天皇が出御して大隅・薩摩の隼人らが風俗の歌舞を奏したことが記されているが、西宮に関連して併せて参考にされるべきものである。ただし、以上の文献にみえる西宮がいずれも同一の特定施設を指しているかは不明である。『続日本紀』にみえる東院・東宮・中宮などとならべて考えるなら、西宮は平城宮のなかで西に位置した内裏ないし内裏に準ずる施設であると考えられるのであり、このように位置関係でよばれた宮殿名であるとすると、それ自体は相対的なものであるから、時期により異なることがあったかもしれないのである。天皇・皇后・夫人・太上天皇・皇太后・皇太子などが同時に存在する時期にはとくに、それぞれに別個の宮を造営することが多かったから、それらは必ずしも平城宮内とは限らないにしても、そのいくつかは宮内につくられたとみななければならないのである。

さて、いま問題にしている西宮関係の木簡が発見されたのはいわゆる第二次内裏地区内である。方八町の平城宮に限ってみれば、東に偏った地域である。しかも、木簡を発見した遺構は溝などちがひ土壙であるから、廃棄した当初と比べて遺物の移動はあり得るはずがなく、またかつてこの木簡が使われた場所もその近くにあると解するのがもっとも自然であるから、SK八二〇土壙の近傍に西宮を予想することが妥当であろう。いわゆる第二次内裏とよんでいるものが、少なくともこの木簡が作成された時点、すなわち天平末年前後において西宮とよ

ばれたのではなからうか。

方八町内の東に位置する第二次内裏地区から西宮の木簡が発見されたことは、ここ数年來の方八町外の東城部の調査結果と併せ考えると極めて興味ある事実なのである。調査成果によれば、平城宮東面築地大垣はこれまでの推定線から約二五〇m東によった線上にあり、したがってそれだけ宮域は大きかった事実が明らかになったのである。少なくとも養老神龜年間にはそのようなこれまでの推定以上に拡大した平城宮を想定できるのであり、またその拡がった地域に、『続日本紀』にみえる東院・東院玉殿・東宮などが所在したことも出土遺物類の特殊性から考えてほぼまちがいのないところである。平城宮をそのように理解することができると、この東城部に對して西に位置する第二次内裏地区が西宮とよばれた可能性がある。しかし、この問題は重要であるから、今後の発掘調査をまわって詳細に検討することとして、いまは以上のごとき一応の見通しをのべるにとどめたい。

西宮の門ないし施設として木簡に記載されているものは、南門・角門・東一・二・三門・北門・北炬門・北府などであるが、これらはさきにも少しふれたが、いずれも西宮のいわゆる内門に比定されるものである。「外門、謂最外四面十二大門也、主当門司、謂門部也、其中門、謂衛門与衛士共防守也、門始著籍此門也、内門、謂兵衛主当門之也」(宮衛令集解宮閣門条古記)などの資料から、宮城は内裏を中心に内門(閣門)、中門(宮門)、外門(宮城門)の三重の門壁にかこまれる構造になっており、内裏の内門は兵衛が守衛するものであることが知られるからである。外門が宮城一二門であることは問題がないが、中門・内門がどういうものかは、平安宮では内裏を二重に囲む建礼門一郭・承明門一郭がこれに相当するようであり、平城宮の場合は、第二次内裏地区についていうなら

ば、これまでの発掘調査で明らかにされたところにより、内裏を囲む内郭築地回廊およびその外まわりに大極殿をふくめてとりこむ外郭築地がそれぞれ内門一郭・中門一郭に当ると判断される。兵衛はその築地回廊に開かれた内門を防衛したものとおもわれ、問題の木簡が内郭と外郭の間から発見されたことも偶然ではなからう。

南門は西宮の正門であろう^九。角門は木簡には南門とともに記載され、兵衛の員数も両者あわせて通計しているから、南門近くで(その東寄りか)南面した腋門であろう(壹・叁)。東側には、三門が開いていたことがわかるが、東一・二・三とあるのは南から北へ番づけしたものである。東一・二門が同一の木簡に併記されているのに対し(五・七・六・一〇・一四・二〇)、東三門は北門、北府と同じ木簡にみえるからである(一〇〇)。北門は南門に対するもので、北側には角門はみあたらない。北炬門は、令制でいうところのいわゆる理門であり、宮衛令によると夜間は外・中・内の各門について、それぞれ一個所の門だけを開き、炬を焚いて人々の出入を監察したとあり、その門が理門とよばれた。北炬門という表記から、西宮は北門を理門としたのであろう。北府は西宮禁衛の兵衛の詰所であろうか。これら諸門府は木簡の記載法からおよそ次の三つのグループにまとめられていることがわかる。す

門名	兵衛員数
南門	3 4
角門	2 2
東一門	2 2 4 4 7(6)
東二門	1 4 4 4 6
東三門	6 5+ α
北門	2
北府	2
北炬門	12

第4表 兵衛員数表

なわち、(1)南門と角門、(2)東一門・東二門、(3)東三門・北門・北府である。以上のごとく木簡に記載されている門府は、西宮の南・北と東側のものに限られているという特徴があり、西門はまったくみあたらない。そのことは、木簡出土の土壌が第二次内裏地区の外郭の東北隅に位置していることとも関連して注目されることである。あえて臆測するならば、西門関係のものがな

いことは左兵衛府に関する記録であるからかもしれない。延喜左右衛府式によると、平安宮城一四門のうち、朱雀(南正面)・倭鑑(北正面)の二門は左右府が相共にあるいは交替に衛るのに対し、残り一二門は左右府がそれぞれ六門ずつをうけもち、東半の門は左府が、西半は右府が守衛するとされていることが参照されるのである。

つぎに、各門に分配されている兵衛の員数をみておこう。それは第四表のごとくである。事例は必ずしも充分ではなく、また各門について員数の出入がかなりみられる。たとえば東一門の場合、二人・四人・六人の幅がある。ただし例数の多い員数は東一門・東二門では四人であり、各門についてもおよその傾向はうかがわれる。南門と角門で六人、東一門・東二門が各四人、東三門が六人、北門・北府が各二人として、計二四人の兵衛が西宮の東半部分の門の守衛についた員数ということになる。夜間守衛はその半数の一二人の例が知られる。

さて、それではいいたい、この西宮兵衛の木簡はいかなる目的で記録されたものなのであるか。毎日の西宮諸門を守る兵衛をわりふるためにもこのような記録は必要とされたであろう。しかしそればかりではなく、これに特殊な目的のあったことが片々とはあるが、「朝夕料」(五七)、「食司日下部太万呂状」(五八)などの記事からうかがわれる。朝夕料というまでもなく常食料であり、食司はいわば兵衛の食料事務担当官であろうから、何らか兵衛の食料に関して作成された文書であることが知られるのである。さらにこの一括資料には、「飯請」(五九)、「請御食」(六〇)にはじまる兵衛の食料(飯)請求文書であることが明らかなものが含まれている。したがって、このような記事から判断すると、西宮某門ではじまるものも単に兵衛を諸門に分配するだけの記録ではなく、そのことによって某月某日門衛についた兵衛の食料をいずれかへ請求することを目的とした記録であるとみられるのである。

ここにいう食料とは、実際に内門の守衛についた兵衛に対して支給される飯(朝夕料)であろう。兵衛にはいわば生活給(米)として一般官人に広く支給される月料、あるいは大同四年四月一日格にみえる番上粮(日一升)のとき食料が与えられたとおもわれ^{一〇}、問題の兵衛の食料はそのようなものであったかもしれない。

ところで月料・番上粮などの給米は宮内省大炊寮が行なうのであるが、この木簡の食料請求が直接大炊寮にあられたものであるのか、或いは兵衛本府が翌月分を予定して一括して大炊寮からさきにうけとっているもの(延喜太政官式など)に対して、西宮門衛の兵衛が請求したものはなお明らかでないが、いずれかといえれば後者の可能性が大きいと思われる。しかしながら、さきにも述べたように、この木簡では兵衛一般ではなく、西宮の兵衛に関するものであり、またこれを発見した地点はいわゆる第二次内裏の外郭であり、この西宮兵衛の木簡を処理したところは、宮内省大炊寮でも兵衛の本府(左兵衛府か)そのものでもなく、西宮東半部分警衛の任務をもつ兵衛詰所のではなからうか。西宮兵衛関係の記録以外に、この地点から兵衛本府が兵衛と推定できる牟儀猪養を召喚している文書が発見されているが(五三)、これをうけとったところとして、兵衛詰所のごときものを想定するのがもっともふさわしいことも右の推定をたすげよう(五五・五五もその関連史料)。

それならば問題の木簡はこの詰所に対して、例えば西宮の門衛に分配された兵衛がその日の朝夕料を請求したごときものなのであろうか。資料ののこり方からいえばそのように考えるのが有力のようであるが、しかし食料を請求している二〇〇の「食司」は西宮兵衛詰所の食料担当官と解するのが妥当であるから、食料はやはり詰所から本府(あるいは大炊寮か)に対して請求したものとしなければならないであろう。そうとすると、この木簡が請求先

ではなく支給をもとめた側に廃棄されたことの説明が必要であるが、一つの考え方として本府が食料を支給する際に、それが誰に支給されるものであるかを明らかにするために、問題の請求伝票を食料につけてもどしたものと解してはいかがであろうか。

さて、つぎに門衛にあたる兵衛がどのような形で勤務についてのかを以下若干、まず文献資料を通して考え、ついでそのことに関して木簡資料から推測されることを述べてみたい。兵衛は史生・舎人などと共に、いわゆる分番官(内分番)であるから、月いっぱいではなく、そのうちの何日かを勤務するのが令制のたて前であった。考課令内外初位条によると、分番官が考課の対象になる年間の必要日数は、長上官の二四〇日に対して一四〇日であるから、月に平均して出勤日数は一二日以上ということである。しかし分番官の中で兵衛のみは、職事官が位階に応じて与えられる季祿支給の対象にされており、その必要日数は半年で日夜各八〇以上となっているから(月平均日夜一四日以上)、兵衛の上日数はこの条文に規制されたものであったと思われる(禄令兵衛条)。尚この条文の古記によって大宝令文では「日夜各一百以上」とあったことがわかる。養老令でこれが八〇以上と改められたことについては、のちに述べるように理由のあることであった。それはともかく、兵衛は内舎人とともに「宿衛の人」といわれるように、日勤だけでなく夜勤・宿衛を命ぜられている点がほかの官人の勤務と異なる点であった。したがって上日数をかぞえる際にも日勤と夜勤を通計することは認められなかった。また節日、会集などの日には上番・下番をとわず参集しなければならなかったのである(同条集解古記)。

一般に分番官といわれる官人の勤務には、番を編成することによって交互に任務につく方法がとられた。^{二一}A番

が一定期間勤務につくと、つぎの期間はB番が就務するというわけである。実際にはしかし分番雑任が非番なしの勤務を行なった事例は、正倉院文書中に多くみられることである。それはともかく、内裏守衛という任務をもつ兵衛の人員は毎日一定数確保されなければならなかったから、兵衛の番編成は厳格に行なわねばならなかった。職員令によると兵衛府の場合は左右各四つの番(一〇〇人単位)が、番長に統率されて交替に任務につくものであったことが知られる。さらに、宮衛令兵衛々士条には「凡兵衛々士上番、衛士上番、謂自本国初上者、皆須檢点正身然後奏聞」とあり、衛士は本国よりはじめて上番した時に一度だけ奏聞するのに対して、兵衛は番を組むたぎに奏聞するのである(同条集解諸説)。また同令宮閤門条は官人が宮門(中門)以内に入る場合に、前もって衛府に通知し、入る門に籍(名札)をつけるべきことを規定したものだ。この条文の末尾の注に「宿衛人准此」とあり、内舎人・兵衛もまた門籍を著す規定であったことがわかる。そしていま興味を惹くのは、門籍は同条文によると「毎月一日、十六日、各一換籍」とあることである。門籍を毎月一日と一六日に換えることは、内裏への出入を厳格にすることをねらったものであるが、延喜近衛府式に「凡毎月一日十六日具録当番近衛歴名、次官已上奏進(中略)余府准此」とあり、さきに兵衛の上日数が半月ほどであると述べたことと併せ考えると、この両日にはまた兵衛の番換が行なわれたことを知るのである。宮衛令兵衛々士条集解所引古記に「兵衛者毎月二番上」とあるのはそのことを意味するのであろう。

また、宮衛令上番条によると、番についている兵衛が故あって(その意味を集解古記は身患、父母病、父母喪假などとし、妻子病患は認めないとしている)任務につくことができない場合は、その旨を本府に申上るのであり、たと

木簡の記録内容

門名		南門	角門	東一門	東二門	東三門	北門	北府	北炬門	計
綾					2					2
漆	部				1	1				2
大	伴			2				1		3
尾	張				1					2
川	上			4						4
君	子	1		1						2
日	下	1					1			2
丹	比		1			1				2
奈	林		1			3				4
錦	部		1	1		1				4
額	田					1	2			3
土	師					2				2
茨	田	1		5			1			8
三	野					3				3

第5表 兵衛出現頻度

えその時番についていない兵衛でも、畿外出身兵衛は私家に帰ることは普通には許さず、畿内出身の兵衛は私家に帰ることは認めるが、他所に赴く場合は本府に申し出なければならぬのである。兵衛に対してこのような厳しい規制を加えているのは、内裏守衛という兵衛の任務からいって当然の処置であったと考えられる。因みに壺に合点をふした「茨田」の下にやや小さく「下」とあるのは、某月某日、西宮南門の守衛に予定されていた茨田

が故あって任務につかなかったことを示していよう。ほかにも多く合点をつけた兵衛がみられるが、或いはこれも故あって下番したものであろうか。

以上文献資料を通じてみてきた兵衛の番編成、勤務形態について、西宮兵衛の木簡はどのような事実を提供してくれるであろうか。まずこの資料がきわめて一時期に限られる記録なのか、それとも数年に及ぶ記録のごく一部がのこったものであるかが不明であるが、しかしこの資料を通じて、同一人とおもわれる同姓者が、いくつもの木簡に共通してみられることはそのことをある程度推測させてくれるのである。兵衛の姓としてかぞえられるものが全部で五一あるなかで、第五表に示したように、二点以上の木簡にみ

える兵衛が一四姓におよぶことは、全てがそうでないにしても、ある部分については、ある時期の一番の兵衛に
 関する記録である可能性を考えさせるであろう。この表によればまた、川上は東一門の門衛として四回、三野は
 東二門に三回みえているように、ある兵衛が特定の門衛に固定していることがうかがわれる一方、錦部のごとき
 は木簡ごとに別な門に割りふられていることが知られるのも興味のあることである。同姓必ずしも同一人と限ら
 ないことは、空に茨田が二人いる例から知られるが、それ故にこそ、茨田の所見がもっとも多く八例をかぞえてい
 るのであろうから、それ以外の同姓は一応同一人とみたいのである。またさぎにふれたが、西宮各門の守衛につ
 く兵衛の員数は第四表に示したように、かなりの出入りはあるけれども、事例の多いものをとると昼間が合計し
 て二四人ほどで、夜間がその半数の一二人である。この両方をあわせた人数が西宮東半部の諸門の守衛についた
 兵衛の員数と考えられ、したがって西宮兵衛の一番の兵衛の員数はいくらか多く見積っても五〇人をこえるもの
 はなかったことが知られる。管見の限りでは閤門の守衛員数を規定したものは見当たらないので、一般例からみて
 この西宮の守衛員数が多いのか少ないのか判断し難いが、延喜近衛府式に閤門を開くにあたって閤門は近衛五人、
 腋門は三人があたるとある条文が参考になり、西宮諸門の守衛員数はむしろこれに近いことがわかる。職員令に
 は兵衛府は左右とも一〇〇人単位の四番からなると規定されているが、実際には内裏の門衛に関しては、およそ
 五〇人ほどの一隊がこれにあたったのではなからうか。そのことは、神亀五年に設置された中衛府が三〇〇人の
 中衛に対して六人の番長をおき、一番五〇人の編成をとっていることにもうかがわれるのである。

ここで付言しておかねばならないことは、この木簡が作成された時点、すなわち天平末年頃には内裏守衛宿衛

の任務をもつものは兵衛府に限られるものではなかったことである。神龜五年八月藤原氏の策動によってつくられた中衛府(↓大同二年右近衛府)があり、さらに早く慶雲四年七月には授刀舎人寮(↓天平宝字三年授刀衛↓天平神護元年近衛府↓大同二年左近衛府)が設置され、これらがむしろ兵衛府以上に実質上、内裏守衛の重要任務を負わされることによって、兵衛府そのものは両者に対して従属的な地位におとされていくのである。この三者が内裏ないしそれに準ずる施設の守衛にどのように配置されたのか、そのようなものが複数ある場合に、それぞれが守衛した場所には一定の性格づけを与えることが可能かも知れないのである。その意味で天平末年の時点で兵衛が守った西宮がどのようなものであるかがあらためて問われて然るべきであるが、この問題は後考にまきたいと思う。なお、**七**には松原草除充夫一七人の領として中衛一人があたったことがみえる。

最後にふれておきたいことは、SK八二〇土壙出土の木簡で西宮兵衛の食料請求伝票以外に兵衛に関する資料が相当数にのぼることである。**五**・**五**・**五**についてはさきに述べたが、**六**・**三**・**三**、**七**には右兵・右兵衛府・衛府などとあり、また**六**(道守臣老)・**七**(大伴)・**八**(檜前舎人倭麻呂)・**三三**(川上足稚)・**二四**(養徳)はいずれも西宮守衛の兵衛にあがっている人名であり、これらは彼ら兵衛個人の解状・書つけの断片であると思われる。ことに**七**の大伴は月借銭の証人であり、借銭をしたのはおそらく同僚の兵衛であったと推測され、興味ある資料である。このほか、兵衛の姓を示すとおもわれる断片類が相当あることも参考にされるべきであろう。これらを加えると、この土壙出土の文書と分類できるものの中では兵衛関係資料は圧倒的な比重を占めるのであり、そのことはいっそうこの記録が西宮兵衛の詰所にかかわる記録であることを裏づけるものであろう。

D つ け 札

律令国家の中央財政は、全国の百姓が人別に負担する調庸物を基本にして、年料春米(白米)・交易進上物など租税としての各地からの貢進物によって多く支えられた。木簡のつけ札のなかには、これらの中央政府に納入された各種の租税物資につけた荷札がある。この種の荷札の総点数は、一七一点にのぼる(PL. 3・4・34~70)。租税の種類からその内訳をみると、調七五点・中男作物九点・雑役三点・贖四六点・春米(白米)七点・交易物(麦)二点・蘇一点・租税の種類が明記されないもの五五点・断簡で不明のもの二三点である。貢進物の品目では、綿・鐵をはじめ、塩・若海藻・伊祇須・小擬・海松・鰻・堅魚・鯖・赤魚・佐米・須須岐・宇波加・鮒・多比鮮・水母などの海産類、白米・大麦・麦・豉の雑穀、調味料、胡桃子、特殊なものでは生蘇・檜木篁がある。この中で質量ともに多くを占めるのが塩をはじめとする海産物である。この傾向は、およそ木札をどのような貢進物につけるかをうかがわせるものである。この中で従来文献資料に恵まれなかった贖物の多いことが注意され、また今回報告するものでは庸がみあたらないのも注目される点である。

貢進国は、志摩・尾張・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武蔵・上総・下総・常陸・近江・若狭・越前・越中・但馬・伯耆・出雲・隠岐・美作・備前・備中・備後・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の三五個国におよぶ(第六表)。東海道がほとんどの国を尽し最遠限の常陸を含むのに対し、東山道が近江一国であるのは、貢進物が多く海産物であることによるのであろうが注意される点である。また北陸道は越中、南海道は伊予までが貢進国の遠限をなしている。なお、西海道諸国の貢進物は綿であって、後に述

木簡の記録内容

	近 国	中 国	遠 国
東海道 延古	伊賀、伊勢、尾張、參河	遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模	武蔵、上総、下総、常陸
東山道 延古	近江、三野、美濃	斐太、信野、飛騨、信濃	相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸
北陸道 延古	若狭	越前、越中	上野、下野、陸奥、出羽
山陰道 延古	丹波、但馬、因幡	越前、加賀、能登、越中	越後、佐渡
山陽道 延古	丹波、丹後、但馬、因幡	伯耆、出雲	石見、隱岐
山陽道 延古	播磨、備前	備中、備後	石見、隱岐
南海道 延古	播磨、美作、備前	備中、備後	安芸、周防、長門
南海道 延古	紀伊、淡路、阿波、讃岐	伊予	安芸、周防、長門
西海道 延古	紀伊、淡路	阿波、讃岐	土佐
			筑紫
			筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隈、薩摩

第6表 木簡にみえる貢進国(太字)

古は古記所引民部式
延は延喜民部式

べるように他とはようすが違っている。因みに第六表に賦役令集解古記所引民部式と延喜民部式にみえる各道ごとの近中遠国の分類と木簡の貢進国を表示しておいた。この貢進物荷札は奈良時代における海産物貢進地の範囲の実態をうかがわせるものである。

いま一つ注意すべきことは、五畿内及びその近隣諸国の貢進物がみあたらないことである。延喜主計式の調庸物の内容規定が奈良時代にまでさかのぼり得るものかは問題であるが、それによれば、例えば京畿内諸国は銭のほか席・薦・櫃・笥及び土器類を貢納することになっており、五畿内のみあたらないのは今回報告する荷札の中

でこれらの雑器類の荷札が含まれていないことによるのかもしれない。これらの問題はしかし今後期待される同種資料の増加をまつておのずから明らかにされるであらう。

尚貢進物荷札と類似の資料としては、正倉院御物中に伝存する綾・純・布などの調庸等墨書銘がある。国名の明らかなものに限って八〇余点が報告されているが、両者は奈良時代における調庸等租税の実態を知りうる資料として相補うべき性質のものであるといえよう。

以下租税の種類ごとに若干説明を加えることにしよう。

調 調として貢進されているものは、塩・鰯・堅魚・海松などの海産物類、それに綿・緞などである。調と推定できるものを含めて総点数は七五点ある。今回報告するものでは、綿(二九点)・塩(二八点)が多い。賦役令第一条は、調の品目と正丁一人の負担量を定めたものであるが、絹・純・絲・綿布などの織維製品をいわば正調とし、鉄・鍬・塩以下の海産物類を調雑物とあつかっている。この分類で見ると、平城宮出土の調札は綿をのぞいてはすべて雑物にあたるものである。また賦役令第二条には、「凡調皆随近合成、絹純布両頭及絲綿囊、具注国郡里戸主姓名年月日、各以国印々之」と規定されている。すなわち、調物を輸貢するにあたっては、それが何人の負担によったものであるかを明らかにするために、絹・純・布などの場合はその両端に、糸・綿などの場合はそれを納れる囊に、それぞれ貢納者が属する国郡里・戸主姓名及び貢進年月日を書き、しかる後に国印をおすのである。さきにも述べた正倉院に現存する調庸の綾・純・布には、右の事項のほか、さらに貢進者が戸主でない場合はその戸主姓名とともに戸口姓名を記し、或る場合には調庸専当国郡司姓名を書くなど、詳細な記事がみえ、

同条文が厳密に実施されたことを知るのである。

この条文には調雑物の処理については記されていないが、絹布類は直接そのものに右の所定事項を記入したのに対して、鍬・塩・甕などの雑物の場合は、便宜上、木札に同様事項を記し、それを調物につけることで間に合わせたものであろう。綿の札を例外としたのは、のちにも触れるように、これは貢納者個人の包みにつけた札ではなく、郡でとりまとめた折に一〇〇屯の大口に便宜とりつけたものであるからである。

さて、調物は賦役令第一条に明記されるごとく、成年男子に対して人別に賦課されるものであった。そのことは、調札の記事にも明瞭にうかがえる。国郡里名につづいて調物負担者が明記されるのである。その記載例には I「某」・II「戸主某」・III「戸主某戸某」・IV「戸主某(戸)口某」などがあるが、この中でII以下のいわば正規の書き方に対してその省略形であるIがもっとも多い。この傾向は、正倉院御物の調庸物墨書銘にもうかがえることである。ところで例外的にこのように負担者個人を明記しないものがある。調鍬の場合がそれである(三二―三三七)。

それは「某郷調鍬」「某郡調鍬」と記され、いずれも鍬一〇口のつけ札である。正丁一人の負担口数は賦役令によると三口であるが、これに関係なく便宜上一〇口にまとめて貢進したものである。因みに賦役令第二条の規定に関連するというならば、調札その他の貢進つけ札類を通じてうかがえる国郡郷里の表記は、第七表に示したように、靈龜元年以前は「国郡里」、それ以降天平一二年までが「国郡郷里」、それ以後が「国郡郷」とする定説におよそ一致する。但し、すでに指摘されているように(五〇―五七)のように天平一八・九年のものが「国郡里」と表記されている点は、若干注意される点である。

第七表 木簡にみえる郷名一覽

国	郡	郷	里	年月日	木簡番号	和名抄
志摩	答志	和具		天平十七、九	四〇八	○
志摩	英虞	名錐		天平十七、九	三四四	○
尾張	智多	番賀	花井	神龜四、十、七	三三九	○
尾張	智多	贊代	朝倉	天平元	三三〇	○
尾張	智多	富具	野間	天平元、十、十九	三三八	○
参河	額田	新木			四三六	○
参河	幡豆	〔新島〕			三三三ほか九点	○
参河	宝飮	〔篠島〕			三三三ほか九点	○
参河	宝飮	篠東		天平十八、九、廿	三三六	○
参河	大壁	大壁			三四一	○
駿河	有度	菅見			三四一	○
伊豆	田方	棄妾			三四〇	○
伊豆	賀茂	三島		天平十八、十	三四三	○
伊豆	賀茂	□日			四三八	×
武蔵	男衾	川面		天平十八、十一	四四五	○
武蔵	男衾	余戸		天平十八、十一	四〇四	×
上総	安房	白浜		天平十七、十	三三七	○
上総	安房	健田		天平十七、十	三三八・三三九	○

安房国
安房国

木簡の記録内容

備前	備前	備前	備前	美作	隠岐	伯耆	越前	若狭	若狭	若狭	若狭	若狭	若狭	若狭	近江	常陸	常陸	下総	
児島	赤坂	邑久	藤野	真島	役道	汗入	丹生	三方	三方	三方	遠敷	遠敷	遠敷	遠敷	高島	那賀	鹿島	海上	
三家	周匝	邑久	島村	健部	都麻	尺刀	曾博	竹田	弥美	能登	青野	野野	〔玉置駅家〕	玉置田	玉置田	木津	〔須崎〕	播麻	〔酢水浦〕
								丸中	村										
	天平十七、十、廿				天平十七	天平十七、十		天平十七、四、十八					天平四、九	神亀四、潤七					
三二	三二	四三	四三	四九	四九	六〇	三三	三三	四四・四五	四五	三九	四七	四六	三六	三一	四一	四一	四〇	四〇
○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
				○高本建部	○天平五年隠岐国正税帳 役道郡 隠地郡	○尺度							○野里	○高本阿遠、刊本阿桑				○幡麻	
							今立郡							大飯郡					

伊予神野	讚岐山田	讚岐大内	阿波那賀	阿波板野	阿波板野	紀伊牟婁	紀伊日高	紀伊安部	紀伊海部	紀伊海部	長門豊浦	周防吉敷	周防大島	周防大島	備後三上	備中賀夜	備中賀夜	備前児島
〔馭家〕	海鳥	白鳥	林上	田上	井隈	牟婁	財部	幡陀	可太	可太	〔都濃島〕	神埼	美敢	美敢	信敷	阿宗	大井	賀茂
						天平十七、十	天平宝字五、十	天平 <small>口</small>	天平 <small>口</small>		天平十七、九、八	天平十八、三、廿九		天平十七		天平十九、二、九		
四八	三四八	四四六	四二	四三	四九・四三七	四五	一八	三五	四八	三四	四二	三九	三八	三六・三七・四七	三三	四七	三三	三三・三三
×	×	○	×	○	○	○	○	×	○賀太	○賀太	×	○神前	○美敷	○美敷	○	○高本阿曾	○	○刊本賀美
新居郡										在田郡								

*〔 〕は「郷」を付していないもの。

○は和名抄に郷名のみえるもの、×はみえないもの。

三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

木簡の記録内容

品名	令制	延喜式制
鰻	18斤	6斤
堅魚	35斤	9斤(11斤10兩)
雜魚	50斤	16斤10兩
紫菜	48斤	16斤
滑海藻	260斤	86斤10兩
海松藻	130斤	43斤(35斤5兩)
凝海藻	120斤	40斤

第8表 調物数量

式によると、正丁一人当りの負担量は鰻が六斤、堅魚が九斤、但し西海道諸国は一斗、一斗は次丁(正丁の $\frac{1}{2}$)、中男(正丁の $\frac{1}{2}$)の負担量をそれぞれきりあげた数量を示しているのである。延喜主計ぎに、鰻・堅魚の場合が令文の $\frac{1}{2}$ にあたることには、実はつぎのような問題が含まれているのである。延喜主計式によると、正丁一人当りの負担量は鰻が六斤、堅魚が九斤、但し西海道諸国は一斗、一斗は次丁(正丁の $\frac{1}{2}$)、中男(正丁の $\frac{1}{2}$)の負担量をそれぞれきりあげた数量を示しているのである。延喜主計は「凡度地量銀銅穀者皆用大此外官私悉用」

つぎに調札にみえる輸貢量についてのべておきたい。綿・鐵の場合が各々一〇〇屯、一〇口を単位とするもので、正丁一人の負担量と関係のないものであることはさきにも述べたが、これをのぞく塩・鰻・堅魚などの場合には、負担者一人についての輸貢量が記されているわけであるから、今それを問題にしてみよう。賦役令第一条に規定されている輸貢量と比べてみると、塩は令文通り三斗とあるのが一〇例でもっとも多いが、二斗(四例)、一斗(五例)のものもあり、別に類で数えている例もある(三三・三三・四三)。又、鰻は例外なく六斤で(四例)、堅魚は全て一斗一〇兩である(四例)が、これは令文規定の三分の一にあたることなどが知られる。塩の二斗及び一斗の例をどのように理解すべきなのかは不明であるが、不足分は別物で納めることがあったのであろうか。或いは又二斗、一斗は次丁(正丁の $\frac{1}{2}$)、中男(正丁の $\frac{1}{2}$)の負担量をそれぞれきりあげた数量を示しているのであろうか。つぎに、鰻・堅魚の場合が令文の $\frac{1}{2}$ にあたることには、実はつぎのような問題が含まれているのである。延喜主計

小者」とあり、これを義解は、貴なる者は小、賤なる者は大ではかる意であるとしている。また延喜雜式には「凡度量權衡、官私悉用大、但測畧景合湯藥則用小者」とあり、原則的には大を用いるとしている。それはともかく令文のたて前は調物は小斤法ではかるものであったらしい。大小の比は一對三である。令制と延喜式制の数量比(第八表)、令制と調札の数量比は三對一であるから、これはまさに小斤法、大斤法による相違であろう。問題の調札は天平一七・八年のものであるが、調物を小斤法ではかるものとして出発した令制はその後改められ、大斤法が採用されたと理解したい。その時期は、調庸物に関する様々な改正が行なわれた和銅・養老年間、ことに「定調庸斤兩及長短之法」という養老元年四月の太政官奏は「語在別式」として具体的なことはわからないが、この辺に求めることができるのではなからうか。なお、天平一一年伊豆国正税帳には「調麩堅魚百六十二斤十二兩売得稻百四十束^{以十一斤十兩}」_{買稻十束}とあり、正丁一人の輸貢量が一つの単位としてあつかわれていたことがわかる。

つぎに、調庸物の貢進月についてふれておこう。賦役令第三条には「凡調庸物、毎年八月中旬起輸、近国十月卅日、中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖(下略)」とある。調札に限らず貢進物荷札類には賦役令第二条の規定により、年月日を記すのを原則とした。いま平城宮出土の荷札の例でいうと、1、輸貢の年月日(或いは年月)を記入しているもの、2、貢進年のみ記すもの、3、記入していないものがある。但し、3については、のちにふれるように同一の貢進物に二枚以上の付札がつけられる場合もあったようであり、一枚のつけ札だけでこれが省略されたものとなしうるかは断定し難い。いま問題にしたいのは1であるが、賦役令第三条の規定は、中男作物についても同様適用されたものとしてよいから、調・中男作物を含めて事例を拾うと、二一点が貢進月を明記

しており、うち二〇例はいずれも九月ないし一〇月になっている。これは貢進物がその国を發進した月日を示すものである。これによって賦役令第三条は国の遠近を考慮して、京に納める時期の下限をきめたものであるから、諸国では九・一〇月にいっせいに貢進物を上道させたことが知られる。近国である備前が鋏を一〇月二〇日に發進している例(三二)や同じく近国である尾張が一〇月一九日に塩を貢進している(三六)のは、一〇月末がこれらの国の納税期限であるから、当年度その国の最後の輸貢物であろうか。ところで、三三の越前の調波奈佐久は天平一七年四月一八日とあり、第三条の期限に合致しない。これが何を意味するのかが明らかでない。或いは天平一七年五月平城宮に再び復都したという当時の政情に関係するのであろうか。

つぎに調札に関して注意されることをなお二、三あげておこう。その一は、同一人の同一年度の調物に二枚以上札をつける場合があることである。三六・三九・四〇の三枚は、いずれも矢作部林なるもの天平一七年度の調物(鯁)に付したものである。但し一枚は国郡郷戸主姓名を完記しているが、一枚は国名をはぶいて郡から記載し、最後の一枚は貢進者である矢作部林を表記するだけである。また、四四・四五の二枚は、記事はまったく同文で、形態が一方は6031型式であるのに対して、他方は6051型式である。全ての調物その他の貢進物についてこのような処置がとられたとおもえず、むしろまれな例なのであろう。右の二つの例は、調札などの記事を考慮する場合には注意してよいことである。

また三八には貢進者と同姓である郷長の署名がみえる。また三三は貢納者二人分の調塩に付した札である。二人の調物を一枚の札に表記する例は珍しい。

以上、調札に關して、その特徴的な表記法をみてきたが、最後にこれまで特殊なものとして除外してきた調綿のつけ札についてのべておこう。調綿は西海道六個国(筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後)から貢進されたもので、今回報告する調物の中でもっとも多く二九点にのぼる(三三〇・三三〇・六〇)。国名の判明するものでは、肥後七・肥前六・豊前四が多く、年紀の明らかかなものでは養老二・三・七、神亀二・四、天平三年にわたる。さきにもふれたように塩の中にも神亀四、天平元・四年のものが含まれ、この両者は天平一七・八・九年のほかの貢進物に比べて一時期古いものである。筑紫の綿は万葉集にもうたわれ、正倉院文書にも「筑紫小屯」とみえるように当代において西海道とくに九州北中部の特産であった。

さて、この調綿のつけ札はさきにもふれたように、一〇〇屯(一屯は四兩)のつづみにつけたものである。表には貢進国郡が記され、裏には輸貢責任者とおもわれる人名がみえる(「主政大初位下勳十二等建部君馬□」「室山」「片麻呂」「得足」など)。賦役令第一条には調綿をいれた囊に貢納者等をあらわす規定があり、正倉院御物にはそれを記した紙箋の実例があることは前述の通りであるが、この場合は、一屯四兩の一〇〇屯であるから(一六兩＝一斤と計算すると二五斤になる)正丁一人の輸貢量である一斤をはるかにこえた分量である。したがって、調綿の木札は何らかの事情で郡で一括した際にその荷につけたものであろう。

西海道諸国の調庸物は一般には京進せず、大宰府に納めてその費用に充てるのが建前であった(延喜民部式、同主計式)。しかしその中でも綿のごとき九州の特産品は、その一部をさいて中央政府に納めたのである。大宰府管内諸国の調綿を京庫に納入せしめた史料は、『続日本紀』『類聚三代格』等にみえ、その初見史料は天平元年九月

庚寅条(統紀)で、この時、大宰府は調綿一〇万屯を京に納めた。ついで神護景雲三年にいたり、始めて毎年大宰府の綿を二〇万屯づつ京庫に輸さしめたのである(統紀、類三)。その後延暦二年三月二二日格で貢綿二〇万屯を半減し年一〇万屯とし、さらに弘仁四年四月一六日格で、一〇万屯を隔年に進上せしめることにした(いずれも類三)。これにより神護景雲三年以前にも大宰府綿の京庫輸納は行なわれたが、これ以後は毎年一定量を京輸せしめることにしたことが知られる。

ところで今問題にしている調綿札の年紀は既述のごとく養老二・三・七、神亀二・四、天平三年の各年度である。これによれば、統紀の初見史料である天平元年以前からすでに調綿の京庫輸納は行なわれていたことになる。このように理解してよいとすれば、これは正史が伝える史実を補う史料として注目に価する。ただし今一つの解釈として、この調札の年紀は諸国から大宰府庫に納めた時点を示すことも可能であろう。そして京庫に納められた時期は、これを敢えて臆測すれば、天平一二年の大宰府管内一円をつつみこんだ藤原広嗣の乱により、大宰府が廃止され、府庫の官物を筑前国守に付した天平一四年正月以後に求められるのではなからうか。

中男作物 中男作物は養老元年の改制により新たに設けられた租税である。その格文には「自今以後、宜_レ編百姓人身副物及中男正調、其_レ心供_レ官主用度等物、所_レ司宜_レ支度年別用度、並_レ隨_レ郷土所_レ出付_レ国役_レ中男進、若有_レ不足_レ中男之功者、即以折_レ役_レ入_レ夫_レ之_レ雜_レ徭_レ」(賦役令集解調綿絶条釈所引養老元年勅、参照続日本紀養老元年二月戊午条とある。すなわち、令文に規定される正丁の調副物と中男の正調をここで廃止して、これに相当する物資を中男(一七〜二〇才の男子)に弁備させたのである。これが中男作物である。なお中男の功に不足した場合には人

夫(この場合は正丁及び老丁)の雑徭でまかなったことがわかる。

今回報告する中男作物の荷札は九例をかぞえる(三・三六・三三・四二)。国名の判明するものは、参河・遠江・越中・伯耆・美作・伊予の七個国で、貢進物は小擬・堅魚・鯖・旧鯖・腊などの海産物類である。ところでこれに共通して認められる特徴は、調のそれが原則として個人負担を明記しているのに対して、某郡ないし某郷の中男が輸貢する形になっていることである。そのことは、さきに引用した格文に「付国役中男進」とあるように、これが中男個人に賦課されるというよりは、多くの場合、中男の集団によって調達される性質のものであることから充分に予想されることである。正倉院御物中にも中男作物の墨書銘が一例報告されているが、同様の記載法が認められる(布袋墨書銘「信濃国水内郡中男作物芥子式斛 天平勝宝二年十月」)。

雑役 SK二一九土壙出土のものに「雑役」なる租税のつけ札が二点ある(九・三〇、なお四も同種か)。いずれ

も甲斐国山梨郡の胡桃子貢進のつけ札である。『平城宮報告Ⅱ』は雑役を中男作物の別称ではないかと推定したが、その後、早川庄八の有力な批判もあり、^{二三}また何よりも「中男作物」を明記したものが発見されていることから考えて、これを中男作物の異称とすることには無理があるので、この機会に訂正しておきたい。さきに引用した中男作物設定の養老元年勅の後段に、中男の功に不足した場合には、人夫の雑徭で補うことをのべていることに関連させて 雑役を中男作物を補完する意味をもった人夫の雑徭であると解するのが妥当な解釈とすべきであろう。なお早川は雑役をさらに限定して延喜民部式が規定する年料別貢雑物の前身的なものではないかと推定している。それはともかく、延喜式からうかがわれるところでは胡桃子は甲斐国の特産であった。

贄　　今回報告する荷札類で調について多いのが諸国貢進の贄物の荷札である。総数は四六点をかぞえる(三三三)七・三六〇・四〇・四七・四九(二)。いずれもSK八二〇土壙から出土したもので、このように多量の贄札がこの地点から発見されたことは、ここが内裏の近傍であることと無関係ではあるまい。前述の西宮兵衛関係資料とともにこの地域の性格を窺わせるものといえるであろう。

さて、天皇や神への供御物としての贄物の貢進制度に関しては、延喜宮内式・大膳式・内膳式に詳細な規定がある。すなわち、同式諸国所進御贄、諸国例貢御贄などの条項で、諸国が毎年進めるべき御贄の種類、品目が定められている。それによれば、諸国が進める御贄には、旬料・節料・年料の三種類があったことがわかる。一年を通して毎月旬日ごとに貢進する旬料は、大和(吉野御厨)・志摩・若狭・紀伊・淡路の五個国がまかない、それぞれの特産(吉野御厨の鳩のほかは全て魚、鱈、鰻などの魚介類である)を納めるものである。第二の節料は、五畿内・近江・志摩の七個国が年六回の節日(正月三節と五月五日・七月七日・九月九日・新嘗)ごとに、また参河・若狭・紀伊・淡路の四個国が正月三節に限り、各国の「雑鮮味物」を進めるものである。これらはいずれも、内膳に収められ、供御物として用いられた。これらの国々には、御贄を貢進するためのいわゆる御厨が設けられた。就中、和泉・近江・紀伊・淡路・若狭の五個国の御厨は、日次の御贄を貢進した(内膳式)。節料にはこのほか大膳職扱いである正月三節の雑給料分があり、伊賀のほか一一個国がこれを進めた。

これに対して年料の御贄は、旬料・節料が五畿内およびその近国によって調進されたのに対し、山城以下三三三個国及び大宰府と全国各地にわたり、各国の山海の土産を貢進するものである。延喜内膳式には各国が一年に輸

貢すべき御費の品目、数量が詳細に規定されている。例えば大宰府の年料について、鰯・年魚などの加工物の種類とその数量をあげ、それをまかなう財源によって調、中男作物、梁作、厨作に分類し、ほかに別貢として、雉^{一四}腊と腹赤魚^{一四}をあげるなど、年料の御費がどのようにして調達されたのかを知ることができる。

以上延喜式の貢費の制について概略のべてきたが、問題の贄物荷札との関連でいえば、このような御費の貢進が奈良時代にどのような形で行なわれたのが究明されなければならないであろう。令文には御費の貢進を直接示す規定はみあたらないし、また『令集解』の注釈者もほとんど御費のことに關して触れるところがないけれども、^{一五}八世紀における御費の貢納をうかがわせる史料は全くないわけではない。その一は、宮内省大膳職直屬の品部＝雜供戸である。職員令集解記所引の別記によれば、この雜供戸は、鵜飼(三七戸)・江人(八七戸)・網引(二五〇戸)・未醬(二〇戸)を指すものであることがわかる。いまさしあたり関係のない未醬をのぞく鵜飼以下の三色人は、「経年毎丁役、為品部、免調雜笹」となっており、調雜笹を免ぜられる代りに、毎年上記の戸数の丁男が役使されて、恒常的に魚介類の輸貢にあたるのである。彼らの輸貢するものが御費であることはいうまでもない。後の史料ではあるが、彼らは贄戸、あるいは贄人とも称せられている(『類聚三代格』元慶七年一〇月二六日格、『三代実録』仁和元年九月七日勅)。また彼ら品部の統率者は「筑摩御厨長」^(近江)「網曳長」^(和泉)「江長」^(河内)などと称した。(『類聚三代格』延暦一七年六月二五日格、同延暦一九年五月一五日格)、これはさきにもみた延喜式制がいうところの旬料型の御費に近いものといつてよいであろう。但し、令制と延喜式制の大きな違いは、雜供戸が大膳職直隸の品部として官司に人身的に隸屬していることを前提にした御費の貢納であるのに対して、延喜式制のそれは一般百姓の笹によって

まかなわれることを建て前にしていることである(『延喜内膳式』、『三代実録』仁和元年九月七日勅、同仁和三年六月一日)。律令制以前の伴造―品部が令制下で各官司の伴部―品部、雑戸として定着しのことされたが、雑供戸もまたその一つにほかならない。彼らの身分が解放されるのは、九世紀に入ってからであった。

これに対して、節料あるいは年料の御贄に関するものは、天平年間のいわゆる公文類に若干その徴証を見出すことができる。天平一〇年淡路国正税帳には若椒御贄老荷のほか、節料として正月二節御贄老拾伍荷(柄宍)が記されている。また相模国の御贄(橋子)^{一六}部領使余綾郡散事九千部大国(天平一〇年駿河国正税帳)、遠江国大御贄使国守百済王(天平一二年遠江国浜名郡輪租帳)などの記事は諸国が御贄を貢進するに際して、専当の使を派遣していることを知り得る史料として興味がある。

奈良時代における御贄の貢進を示す文献資料は、以上のごときものにつきるようであるが、この時代における御贄の貢進も既述のごとく、およそ延喜式の御贄の制に近いものが推測されるときもに、当代において御贄貢進の中核となった大膳職直属の雑供戸制はこの時代に特異なものと考えられるのである。しかしそれにしても奈良時代の御贄貢進に関する文献資料は、断片的なものであって、よくその実態を知り得ないのであり、今回発見された多量の贄物荷札資料は、その欠を補う貴重なものといわねばならない。^{一八}

そこでつぎに贄物の荷札についてその概要をのべることにする。

総数四六点の国別の内訳は、参河(三五点)・下総・常陸・武蔵(三点)・若狭・但馬(二点)・出雲・備前・阿波で九個国をかぞえる。さて、もっとも多い参河のものはすべて播豆郡篠島および析島の海部が貢進した御贄に關す

るものであり(篠島一四例・析島一〇例)、その書式はいずれもつぎのようになってゐる。

參河国播豆郡篠(析)島海部供奉某月料御贄物若干

この書式の特徴は、御贄は篠島あるいは析島の海部が供奉するものであることと「月料」の形をとつてゐることである。文献資料の上で知られることのなかった両島の海部の存在を明示している点で貴重であるばかりでなく、「海部が供奉する」という表現は、天皇の供御物である御贄の内実をよくつたえている。両島の海部は一年を通して恒常的に御贄を進める贄人であつたとおもわれ、海部と御贄の結びつきをうかがわせる資料として注目される。篠島・析島はこの時期において皇室領としての御厨であつたのではなからうか。

つぎに月料という表記に關してであるが、荷贄にみえる月は・正月・五月(六例)・六月(三例)・七月(六例)・八月(二例)・閏九月の各月にわたり、御贄を一年を通して毎月輸贄したものであることが推測される。五月から八月の間が多いのは、あるいはこの間の貢進物がいずれも佐米(楚割)であることに關係するのかもしれない。御贄を月々恒常的に貢進する形は、ほかの贄物荷札にその例をみない特異なものであつて、両島の海部が天皇の供御物を調達する贄人として把握されてゐたことによるものであろう。あるいは延喜式の旬料型に相當する御贄といつてよいかもされない。

貢進物は佐米が圧倒的に多く(二六例)、ほかに赤魚・宇波加・須須岐が各一例ずつある。佐米・宇波加・須須岐はいずれも楚割と記されている。楚割はスハヤリと読むが、これはスハエワリ(条割)を約したもので、小枝狀に割つたものの意である。滝川政次郎は魚肉を細長く割つて塩干にしたものであろうといつてゐる。^{一九}

最後にこの荷札が記す量目について触れておきたい。一枚の荷札が表示している数量は殆んど六斤である。そしてこの六斤が一籠の重さを示したものであることは三四により明らかであって、したがってこの荷札は一籠につけたものであることが知られる。この六斤量が調鰻六斤のように、贄人である海部一人の負担量を示すものかどうかは、元来御贄が調物のように個人(課丁)ごとに賦課される性質のものでなく、また賦役令雑物の条項によると、雑魚楚割は正丁一人につき五〇斤を課することになっており、但しこれが小斤法で計算されたものであることはさきに調札の項でのべた通りであるが、大斤法にしてもその $\frac{1}{2}$ の一六斤一〇両(延喜式制)であって、この場合の六斤量とはあまりにも違いがすぎるから、にわかには速断することはできないのである。

しかし、翻って考えてみると、佐米等の楚割一籠の斤量である六斤は、課丁の調物負担量に無関係にきめられるものではないであろう。なぜなら、参河の両島の海部に恒常的に御贄を進上させる場合に、海部一人に対する贄物の賦課量は、律令公民の基本の賦役である調(或いは調應)に見合うように計算された筈であるからである。大膳職直属の雑供戸は、贄物を貢納する代償として、彼らの調及び雑徭を免除されているし、また、延喜内膳式諸国貢進御贄条旬料の項に、若狭、紀伊の贄物を注して「(内膳)司受取課丁若干人、以其調物交「易鮮物」徭丁運進」とあるように、贄物の数量を課丁数で表示し、調物で鮮物(贄)を交易すると記しているのである。

ところで六斤量を課丁一人の負担量とする品目は、さきに調札の項でふれたように鰻がそうであった。鰻の場合、大斤小斤の違いはあるにせよ賦役令の規定量に一致するものであった。しかし令文が定める量目と一致せず、一籠六斤(同時に課丁一人の負担量を示しているとおもわれる)を表示しているものに調海松(三四九)、中男作物小擬

(三六)の二例がある。したがって調整魚の一一斤一〇兩をのぞいて、魚介類一般に六斤量を一箇の荷物の量とすることが多いことが知られるのである。したがって、両島が御贄として貢進する佐米等の楚割六斤も海部一人の負担量と何らかの關係があるものと推測されるが、しかしこの問題は同種資料が今後多く発見されることが予想されることでもあり、いまは一応の推測をのべるにとどめたい。

なお、なかに三個の籠を一括した荷札が二例ある。「參籠々別六斤
並赤魚」(三四)、「參籠並佐米」(三五)。ここでも一籠は六斤であるが、問題は何故三個の荷を一枚の札で表記するようなことがあったのかということである。これについて充分な解答はもち合わせない。しかしこの二例に限っていえば、ほかの例のごとく楚割と記されていないから、或いは斤量法が異なるのかもしれないのである。因みにこの參河の贄物札にはいずれも年紀を欠くが、閏九月料(三〇)とあるから天平一八年度のものと同推定される。

つぎに、參河以外の八個国一一例についてみておきたい。このうち、但馬(若海藻)・出雲(若海藻)・備前(水母)の例は、国が進上する形をとっているのに対し、武蔵(鼓・鮒青割)、下総(若海藻)、常陸(?)、若狭(多比鮓)、阿波(若海藻)の場合は、某郡、あるいは某郡某郷(里)、某郡某浦が貢進する書式になっている。後者は各国の御贄を進上する地域を具示している点で興味があり、ことに若狭国遠敷郡青里は、その後に発見された資料でほかに二例が同様御贄として、胎貝、伊和志腊を貢進しており、^{二〇}この郷がこれらの海産物を御贄として輸貢する特殊な地域であることをうかがわせるのである。なお若狭のものには裏面に「秦人大山」と人名が記されている。このように輸貢人あるいはその責任者名を明記した贄物の荷札はほかに例がない。

なおこれらの荷札のなかで注意される記事を二、三拾うと、但馬国の例に、「第三(般か)」とあるのは、防人が「前・中・後般」の三番に分けて派遣された表記と相通するものがある(天平一〇年周防国正税帳)。同国の当年度の第三回目の貢贄を示すものであろう。また備前の水母が「別貢御贄」と記されているのは、例貢に対する別貢であって、毎年一定量の輸貢を命ぜられている例貢物に対して、その時々にとれる口味、鮮物を進上するのが「別貢」であろう(延喜内膳式年料条大宰府項、『三代実録』仁和三年二月九日条)。また、御贄は鮮物であることが第一の要諦であるから、貢進の月は、調などのごとく秋収をまつて貢進するというようなことが考慮されなかったことは勿論である。

なお、贄であることを明記していないが、長門国(釋海藻、四〇(一)・常陸国(若海藻、四〇(二)の二点もおそらく贄物として貢上されたものであろう。

白米 地方からの白米の貢進荷札が総計七点(四三・四七・四九)、関連資料が二点(四三、四九)ある。貢進国は近江・備前・備中・阿波・伊予の五個国で、数量はいずれも五斗と表記されている。五斗(現在量にして約二斗)は当時の一俵の量であり、白米荷札が一俵につけられたものであることがわかる。記載様式に 1 某郷(里)白米、2 某郷某人白米の二通りがある。両者の記載の相異がいかなる事由によるのかはなお明らかではない。

さてこの場合の白米は、田令田租条が「其春米運京者、正月起運、八月卅日以前納畢」と定めるいわゆる春米にあたるものであろう。すなわち、それは諸国が国衙に貯納する田租の一部を精白して京進する米である。諸国が中央政府に納入する米には、この春米のほか庸米がある。しかし後者の場合には、今回報告するもの以後に発

見た木簡に「庸米」と明記したものがあから、^{三二}「白米」とある荷札は、田租条規定の春米を指すものと考えて誤りなからう。両者はその用途を異にしており、庸米が民部省に送られて衛士、仕丁、采女、女丁、雇役民等の食料にあてられるのに対し、春米は大炊寮に送り諸司の常食に用いられる(田令集解田租条占記)。なお、春米を京に運ぶ担夫は、令文の建て前としては、調庸脚夫なみに春米負担人の責任において行なわれるものであったが、神亀元年以降はこれに公糧を支給した(『類聚三代格』大同五年二月一七日格)。

ところで、天平期の諸国の正税帳をみると、出挙穎稻の雑用支出として年料白米(天平二年紀伊三七一石四斗)、年料春白米(天平六年尾張七四一石、天平九年但馬三〇〇石)、年料春税(天平二年尾張)、春米(天平二年越前五一三石)の項目が書きあげられている。ここでは明らかに春米は、出挙稻から支出されている。なかでも尾張、但馬の春米輸貢額は、国衙総支出のおよそ $\frac{1}{4}$ を占めるのである。^{三三}

したがって、すでに早く天平期においては、令文の建て前である田租春米は大勢的に崩れ、京に運ぶ春米の財源は出挙稻にもとめられたのである。ただし、延喜民部式には年料春米とは別に「以租穀内春取、随官符到進之」年料租春米が掲げられていることは注目すべきである。この制度そのものは、庸米の未進を補う意図で設けたもので、したがって調庸の未進が深刻化する延暦以降に確立した制度であるから、^{三三}これを直接に田令の田租春米に系譜するものとはいえないけれども、年料租春米の背景に田令の規定があることを見逃してはならない。

つぎに春米の輸貢国についてふれておこう。延喜民部式は、年料春米を輸する国として、つぎの二二個国を掲げる。道別にそれを示すと、(東海)伊勢、尾張、参河、(東山)近江、美濃、(北陸)若狭、越前、加賀、(山陰)丹波、

丹後、但馬、因幡（山陽）播磨、美作、備前、備中、備後、安芸（南海）紀伊、讃岐、伊予、土佐となる。そしてこれらの国をおよそ近国から遠国におよぶ順序で四グループにわけ、二月末、四月末、六月末、八月末の各時期に春米を京に納めるように定められている（貞観四年九月二日格「類聚三代格」引用の弘仁民部式には、八月末に春米を輸貢する備中以下五個国をあげていないが、格引用の際に逸脱したものか）。ここにみられる春米輸貢国指定の特徴は、早川がさぎの論文で指摘するように、良米を産する国である以上に、重い米の運搬を考慮して交通の便が第一義的な比重を占めていることである。もちろんこの場合も畿内諸国は省かれている。しかし東海、東山、山陰の三道については、いわゆる近国どまりであるし、琵琶湖の水運を利用できる北陸、瀬戸内の海運を使う山陽、南海二道に限って中・遠国に及んでいるのである。天平勝宝八年一〇月丁亥太政官処分（『続日本紀』）には「山陽南海諸道春米、自今以後、取海路遭送」とあるが、上記二道の春米の海上輸送が必ずしもこの時点以後にはじまったことを示すものではなからう。

さて木簡にみえる白米輸貢国は、既述のごとくであるが、阿波をのぞいては上記の延喜式制の春米輸貢国に一致し、今回報告するもの以後に出土したものでもおよそその範囲におさまるようである。^{三四}奈良時代（正確には白米荷札の推定年紀である天平末年の時点において）に白米の輸貢国である阿波が、後に何故はずされるのかはそれ自体として考究すべき問題である。

つぎに白米の貢進時期についてのべておきたい。今回収録するもので年月日を明記しているのは備中の一例（四七）にすぎないが、それは二月九日となっている。これは田令がさだめる正月から八月までの運京期間に合致し

ている。ただし、前述の延喜式制による四時期の区分では、備中は七月から八月に納米することになっているから、少なくとも天平末年頃にはこのような春米輸貢国の詳細な規定は成立していなかったのかもしれない。

その他 麦、大麦の貢進札が二点(四六、四三三)、蘇(生蘇)が一点(四六)ある。大麦の貢進札が「官交易」であることを明らかにしている点は注目される。また蘇については延喜民部式に詳しい規定があり、各説の該当所で若干の解説を付したので参照されたい。この他租税の種類を明記されていないものが七点ある。このうち四〇一、四〇二は貢進物がワカメで贄に近いものであり、四〇八、四六一は調物であろうか。四四四の呉桃、四七一の檜木簀(美作)、四四四の瓊がどのような種類の輸貢物であるかは定かではない。これらが租税の種類を明記しない理由は、例えば四二の場合、貢納者と彼の属する国郡郷戸主姓名もまた記されていないから、略記されたというよりは、別に一札があって四六一そのものはこれに副えたものであるからであろう。

付札 宮内での物品の保管整理用として、その物を表記するためにつけた木札である(PL.3・4・71~77・143)。鮎・麻須・鮑・蕨甲羸・紫菜・海藻などの魚介藻類、生蝨・末齧等の食用品、長女栢・礎等の食器、火爐のような調度類、西市交易銭の付札のほか比較的まとまったものとして、三〇点余の繊維製品関係の付札がある。このように当時物品の表示に木札を用いることが一般的であったことが知られるのである。

ここで繊維製品関係の付札について概観しておく。木簡の形式、内容からみてこれは二群に分けることができる。一群は6032型式のもので、たとえば「緑縫衣入櫃一合」(四〇)のように、衣服などをおさめた櫃を表示したものの(四一〇~四八、四九、五〇など)、他の一群は五~七cmほどの短い木札(上下を折ったままで調整しない粗いつくりのもの)

に絶・絹・糸・綾・纈(纈纈)などの織維製品を記したものである(四七―三三)。なお第二群の筆跡はいずれも類似しているから一時に書いたものらしい。

両群ともに、品物を示すものに色調を書きそえているが、緑、青系統が大部分を占めることが特徴である(緑24、青3、纈3、紺1)。また四七をのぞいてはいずれも数量の記載がない。

第一群の櫃におさめたものが「縫衣」(四七、四八縫衣袍)とあるように、縫製加工した衣服であるのに対し、第二群は絶・絹・綾・糸(絹糸)、纈などあって、すべて未加工の生地である。このうち、纈は纈纈染を意味し、今日の鹿の子絞りのような絞り染で、正倉院の遺品などからみて絹に施されたものとおもわれる。

このような絹織物の生地がなにごとに使用されたかは断定し難いが、これももし衣服用のものであるとすると、両群について類例の多い緑・青系統は、衣服令によって文官の六位(深緑)、七位(浅緑)、八位、初位(纈)の朝服の色調に一致する(この場合の色の濃度差を示す「深・中・浅」は延喜縫殿式の雑染用度にみえる「深緑綾」「中緑綾」「浅緑綾」の処理法が参考になる)。しかし一方同令によって纈纈は衣服としては、内親王礼服、女王、内命婦礼服、六位から初位までの朝服、宮人制服などの裙に用いられている。出土地が内裏近傍であることから推して下級官人のものであるよりも、このような女官の衣服生地である可能性は強いが、いずれとも決し難い。ただし、纈纈は正倉院の遺品から知られるように、女性の裙ばかりでなく、包み裂の裏地やテーブルなどの上に飾る裂地の裏地などにも用いられる。

なおこのほかに「御被」「補陶染」(薄い紫)なる名称を記した木簡があることを付記しておく(三〇〇)。

PL. 13・49・78～89にはSK八二〇土壙出土の官人たちの書風と文字に習熟するのに彼らがいかに努力したかを窺うに足る習書の木簡を取めた。なかに文選巻第一(五三)と記すものがあり、同土壙出土の土器の墨書に同様文選の文字のみえることと併せて、当時の文章軌範になったといわれるこの書物が、底辺の官人たちにもひろく意識されていたことが知られることは興味深いし、五二には羊蹄、鴨頭草などの植物名が書きつけられている。

万葉仮名を記す木簡が三点(七六、二四、五三)あるが、これを含めて木簡全体にみられる文章表現は、当時の生の国語を伝えてくれるものとして貴重な資料でもある。

註

- 一 森鹿三「漢晉の木簡」『書道全集』第二卷(中国・漢) 平凡社刊、同「居延漢簡研究序説」『東洋史研究』第十二卷三号。
- 二 『平城宮報告Ⅱ』八六頁。
- 三 たとえば「去上位子從八位上伯祢廣地年卅二河内國安宿郡」のごときもの(『平城宮発掘調査出土木簡概報(四)』)。
- 四 『大日本古文書』五一―二八九頁。
- 五 『奈良国立文化財研究所年報一九六五』
- 六 釈文七七頁参照。
- 七 『平城宮報告Ⅳ』五六頁。
- 八 関野貞は宮城内西方に「大り宮」の字名をのこす付近を西宮に比定した(『平城京及大内裏考』)。
- 九 昭和四〇年一〇月に実施した第一二次補足調査で第二次内裏南面築地回廊を検出した際、内裏中軸線上に柱間一間分(三・七三m)の門跡を発見している(『奈良国立文化財研究所年報一九六六』)。

- 一〇 早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本経済史大系Ⅰ』所収。
- 一一 官人の勤務・考課・選叙等については、野村忠夫「律令官人制の研究」が詳しいので参照されたい。
- 一二 笹山晴生「中衛府の研究」『古代学』第六卷二号。
- 一三 早川前掲論文。
- 一四 延喜宮内式腹赤魚進上の祝詞、職員令集解宮内省条跡記。
- 一五 賦役令集解雑徭条古記「御饗獨饗送、……充雜徭」、前註職員令集解跡記等。
- 一六 延喜大膳式諸国貢進菓千条に「相模国^橘十^担」とあり、『類聚国史』卷第三三延暦十一年一〇月丁未条に「停相模国献^橘……以路遠也」とある。
- 一七 このほか天平六年出雲国計会帳「進上茂浜藻御贄式荷」、『続日本紀』天平宝字八年一〇月甲戌条、『東大寺要録』所収天平勝宝八年五月二二日勅など。
- 一八 大化二年正月甲子詔其四賦役条項に「凡調副物塩贄、亦随郷土所出」とある記事が注目される。
- 一九 楚割については、和名抄飲食部魚鳥類に「魚条、遊仙窟云東海鱈条、魚条誦須波夜利、本朝式云楚割」とあり、狩谷掖齋はこれを箋注して「按条小枝也、魚条者、割魚肉乾之、其条如条枝」とし、「須波利、即須波衣和利之急呼」
「按楚割鮭魚不配塩而乾之、削供之、見厨事類記」と解している。滝川政次郎「楚割考」(『日本上古史研究』五の三)参照。なお、平城宮木簡の用例で鯉を条で数えているものがある(三七・三九・四一)。
- 二〇 『平城宮発掘調査出土木簡概報(一)』五頁、『同(二)』五頁。
- 二一 『平城宮発掘調査出土木簡概報(四)』七頁、『同(五)』四・八頁。
- 二二 藪田香融「出挙―天平から延喜まで―」(『律令国家の基礎構造』所収)、早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本経済史大系Ⅰ』所収)に拠る。
- 二三 藪田・早川前掲論文。
- 二四 『平城宮発掘調査出土木簡概報(一)～(五)』にみえる白米貢進国は、尾張、参河、美濃、越前、丹波、丹後、但馬、播磨、美作、備前、備後、紀伊、讃岐、伊予の一四個国。